

教育厚生委員会会議録

日時 令和5年3月10日(金) 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午前 11時58分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 流石 恭史
委員 杉山 肇 土橋 亨 杉原 清仁 望月 勝
久保田松幸 佐野 弘仁

委員欠席者 委員 猪股 尚彦

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 井上 弘之
感染症対策企画監 植村 武彦 新型コロナウイルス対策監 若月 衛
グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 村松 茂樹
健康長寿推進課長 小澤 理恵 国保援護課長 山下 清子
障害福祉課長 山本 英治 医務課長 菊島 利一
衛生薬務課長 小林 早苗 健康増進課長 宮澤 健一

子育て支援局長 小田切 三男 子育て政策課長 細田 尚子
子ども福祉課長 篠原 孝男

議題 (付託案件)

(令和4年度関係)

第 3 4 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会
関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

第 4 0 号 令和4年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

(令和5年度関係)

第 6 号 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例中改正の件

第 9 号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等中改正の件

第 1 2 号 令和5年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係
のもの、第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負

担行為中教育厚生委員会関係のもの

第 1 5 号 令和5年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 2 2 号 令和5年度山梨県国民健康保険特別会計予算

請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

請願第4-6号 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号及び請願第4-6号については採否を留保すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時から午前11時58分まで感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。

主な質疑等 感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係

※第40号 令和4年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第6号 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第9号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第12号 令和5年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(感染症対策費について)

杉原委員 まず、令和5年度当初予算課別説明書、感の9ページ。新型コロナウイルス感染症対策費の86億3,000万円余についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症は特段の事情がない限り、5月8日に5類感染症に変更することが決定されており、知事の所信表明では、当面必要になる3カ月分を予算計上した旨の御説明がありました。

そこで、まずコロナの5類以降の検討状況について、お伺いいたします。

若月新型コロナウイルス対策監 5類以降の検討状況ということですが、1月27日に5類感染症への引き下げが決定しました。その後、患者への対応や、医療提供体制の具体的な方針につきましては、本日3月10日、きょう政府のほうで正式決定されると聞いております。

現在、把握している内容につきまして、大まかに話をさせていただきますと、これまでの行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、今後は幅広い医療機関による通常への移行していくということが一つ。このため、これまでコロナに対応してきた医療機関だけではなくて、新たな医療機関の参画を促していくということ。その際、県で5類への移行計画というものを策定すると、また設備整備等の支援などを通じまして、次の冬の感染拡大に備えまして、対応可能な医療機関の維持、拡大の促進をしていく考えになってまいります。いずれは、今後示されます国の方針を踏まえまして、また専門家等の意見も踏まえまして、県としての対応策を検討していきたいと考えております。

杉原委員 状況はよく理解いたしました。予算に計上した事業については、今後の検討によっては、大きな見直しが必要になる可能性もあるのではないかと思います。そこで、当初予算に、具体的にどのような考え方で計上したのかお伺いいたします。

若月新型コロナウイルス対策監 当初予算の計上に当たりましては、やはり5類感染症への移行後には事業の見直しも必要になることも想定いたしまして、3つの区分で整理をして計上したところでございます。

1つ目は、5類への見直し時点、5月8日時点で事業を終了するもの、これにつつま

しては、5月7日まで計上しております。また、国の財政支援の期限も、今後、わかってくると思いますが、財政支援の期限を踏まえて事業を終了することといたしまして、当面、3カ月後を計上したものの、また通年での計上をしたもの、この3つの区分で計上しているところでございます。

いずれにしても、国の方針が示された後で、県の対応を検討するのに一定の期間をいただきたいと考えております。その結果、予算上の対応が必要なものにつきましては、補正予算等で対応していきたいと考えております。

杉原委員

移行期ということなので、3つの分類をされていると。予算計上の考え方については承知いたしました。

しかし、5類に移行したとしても、ウイルス自体がなくなるわけではないと思います。また、感染拡大の波が襲ってくる可能性もゼロではないかと思われま。コロナ患者は、医療機関でなかなか診てもらえないとか、どこで診てくれるかよくわからないといった声も聞いています。

さらに、高齢者からは、コロナにかかった場合の療養はどうなるのかといった不安の声も伺っております。5類になっても、すぐに多くの医療機関で診てくれるとは限らないと思います。そこで、今後、新たな医療体制に移行していくことが必要となりますが、県としてどのような考え方で対応していくのか、お伺いいたします。

若月新型コロナウイルス対策監 国では、新たな医療体制の移行に当たりましては、医療機関の応召義務、すなわち正当な理由がない限り診療を行わなければならないという義務になってきますけれども、この応召義務を見直すと聞いております。

具体的には、これまでは2類感染症で、特定の医療機関で対応するべきものとされていたところでございますが、5類になりますと、コロナにかかっているとか、また、コロナの疑いがある、そうした理由では診療を拒否してはいけないといった整理になってくると思いますので、幅広い医療機関で診ていただくために、まず応召義務の周知を図っていきたくて考えているところでございます。

また、医療機関の感染対策につきましても、これまで最大限、安全性を重視して厳重な対応を取ってきたわけですが、効率性と安全性を両立した対応、そうしたもので感染対策のガイドラインの運用を見直す見通しだと聞いています。このガイドラインの周知を図っていく中で、医療機関に対して設備整備等の支援を行う。そして、新たな医療機関の参画を促していきたいと考えます。

また、入院につきましても、重点の医療機関だけでなく、クラスターの発生などでコロナを診てきた病院もあるということで、病床に対する設備整備支援も継続されますので、今後、コロナ対応の経験がある医療機関、病院には患者を受け入れていただくように、積極的に働きかけていきたい。全ての病院でコロナ患者が診られる体制をつくっていきたくて考えています。

杉原委員

よく理解いたしました。移行期でもありますので、何よりも医療関係者とともに、県民がコロナにかかっても、安心して受診や療養ができる体制づくりをお願いしたいと思

います。今後とも、県民の命と健康を守りながら、超感染症社会の実現に向けて、ぜひとも取り組みを進めていただきたいと思います。

(地域保健医療計画策定事業費について)

次に、当初予算課別説明書、福50ページのマル臨、地域保健医療計画策定事業費についてお伺いいたします。

地域保健医療計画は、医療法の規定に基づき、都道府県が地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため、6年ごとに策定されるもので、現在の計画は平成30年度に改定され、来年度に最終年度を迎えるものと承知しております。

そこで、この事業に関して幾つかお尋ねいたします。

まず、地域保健医療計画にはどのような内容が記載されているのか、お伺いいたします。

菊島医務課長 地域保健医療計画につきましては、健康づくりから疾病の予防や治療、在宅医療などに関しまして、本県の保健医療対策における、今後の基本方針などについて定めたものとなっております。

具体的には、現在の患者の疾病構造の変化などに対応するため、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患などの5疾病及び救急、災害、へき地、小児、周産期などの5事業、並びに在宅医療に関する予防対策や医療提供体制の整備に向けた計画となっているところでございます。

杉原委員 ここ3年間では、新型コロナの対応を経て、次の計画では、新たな感染症への対策が大きなテーマではないかと考えます。

そこで、次期計画へ感染症等をどう位置づけて、どのように対応していくのか、お伺いいたします。

菊島医務課長 委員御指摘のとおり、次期計画では感染症への対応が重要になると考えております。

具体的には、今後、国から基本方針などが示されることになっておりますが、これまでの5疾病、5事業、在宅医療に加え、新たに新興感染症という項目が追加される見込みとなっております。この新興感染症の対応といたしましては、発生初期から流行の状況に応じまして、通常医療を確保するために必要な県と医療機関との連携や役割などについて、計画の中に盛り込むことを求められるものと見込んでいるところでございます。

杉原委員 新型コロナの経験から、新たな感染症が発生した場合でも、しっかりと対応できる体制の整備を検討していただきたいと思います。

そこで、今回予算を計上した事業の具体的な内容について、お伺いいたします。

菊島医務課長 次期計画の策定に当たりましては、来年度、医療関係者などで構成いたします会議や、各種調査を実施することとしております。

具体的には、5疾病、5事業、在宅医療、新興感染症ごとに、個別にワーキンググループ

ブを開催したいと考えております。さらに、全体会議を、合計で4回程度開催する予定としております。また、県民約4,500人を対象といたしました意識調査を実施いたしまして、県民の保健医療サービスの利用実態や意向などを把握したいと考えております。また、それに加えて、病院と診療所約760施設を対象に、医療機能等の実態を把握するための調査を実施することとしております。

今回の予算につきましては、これらの会議や調査に要する経費を計上しているところでございます。

杉原委員 今後、次期計画の策定に向けて、スケジュールはどのようになっているのか、伺います。

菊島医務課長 来年度早々に開催を予定しております医療審議会におきまして、全体の方向性、日程等についてお諮りをしてから、個別のワーキングや全体会議の議論を進めてまいりたいと考えております。

年明け以降、素案につきましては、パブリックコメントや関係団体への意見照会を行い、幅広く意見を募ることとしております。最終的には、来年度末に開催を予定しております医療審議会におきまして、承諾を得て決定し、速やかに公表をしていきたいと思っております。

杉原委員 今後とも、ぜひとも県民が良質、かつ適切な医療を受けられる体制の確保に向けて、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

(子ども未来進学支援事業費補助金について)

望月委員 子の21ページのところで、貧困の連鎖を防止するための予算計上をしたと思いますが、学習支援が非常に重要と考えております。中学2年生から高校3年生ということで、子供たちの学習意欲の向上に対して大切な予算計上ではないかと思いますが、その点について、何点かお伺いします。

まず、この事業の目的と内容について伺います。

それと同時に、塾を対象にしたところでありますけど、子供たちが選択する状況についてもお伺いします。

篠原子ども福祉課長 生活保護世帯の子供の大学進学率は、一般世帯の半分にも届いていないことから、生活保護世帯の子供が自分の夢を諦めている可能性があります。この事業は、いかなる家庭環境であっても、子供が将来の夢や進学を諦めることがないように支援することを目的に、民間の学習塾を活用した進学支援を行うものであります。

対象者は、大学進学を目指す高校生のほか、高校受験の準備が始まる中学校2年生と中学校3年生も含めています。また、県及び市の福祉事務所の協力により、ケースワーカーから対象世帯の子供への直接制度の活用を働きかけ、将来の夢を諦めないよう、希望する進路の実現を後押ししてまいります。

補助先となります学習塾につきましては、あらかじめ県が募集し登録した学習塾を予

定しており、生徒はその中から希望する学習塾へ申込みを行い、支援を行うことを想定しております。

望月委員 学習塾によっても学習内容も違ってくるし、教科の内容についても違う可能性もあると思います。そこをよく注視していただければと思います。

そして、子どもの学習支援事業費との違いについて、今回、子供たちの貧困、公平公正に子供たちが学べるということの中で計画をしたと思いますけれども、違いを教えてください。

篠原子ども福祉課長 子どもの学習支援事業は、公民館などを活用しまして、生活における困りごとなどの相談に乗りながら学習を指導し、基礎学力の向上を図ることを中心とした事業でございます。

このような事業は、福祉事務所単位で実施することとなっているため、県では市福祉事務所管内を除く町村部で取り組んでおります。2月1日現在で、9町村で70人が参加しており、子供たちからは、「学校生活が楽しくなった」「成績が向上した」との声を聞いており、来年度も継続して実施してまいります。

一方、新規事業は、大学進学を目指す子供向けの受験対策のための支援であり、これまでの事業と比べ、進学に重点を置いた事業となっております。

望月委員 特に、この事業の中で1,590万円というのは、大学進学に対して、貧困の学生たちは本当に頑張っていたということでありがたいですけれども、その上で、公民館等で一般的なことを学んでいく福祉事業等においても、先ほどの説明の中で、福祉事業からケースワーカーを派遣して、困窮世帯の高校生の大学進学を希望する生徒たちへ働きかけをするということですが、その辺について細かく教えてもらえますか。

篠原子ども福祉課長 ケースワーカーは生活保護世帯に関わっていますので、そこを通じてアプローチをさせていただくような形を考えております。詳細な方法等については検討しているところでございますので、今後、内容を詰めてまいりたいと思います。

望月委員 今の状況で、これからまた検討していくということですが、この一番大きな問題は、やはり先ほども言いましたけど、塾によって塾料の金額が30万円で収まるどころ、また30万円の上限を超えるところに対して補助の中で、どのように取扱いをしていくのか、お伺いします。

篠原子ども福祉課長 補助上限額につきましては、子供が年間を通じ、継続して学習塾で支援を受けることが可能となるような金額を設定していますが、学習塾によって受講費用はさまざまであるため、上限額を超える場合も想定されます。補助先となる学習塾に対しては、本事業の趣旨をあらかじめ御理解いただくことにより、補助上限額を超える場合は、塾側で割り引いていただき、利用者への負担はかからない仕組みとしております。

望月委員 塾側である程度考慮をしてもらい、上限を超えた場合には、お互いに行政との打ち合わせをしながら、条件も緩和しているのではないかと思いますけれども、特に子供たちが、公平公正に学べるということの意識を高めていただくためにも、これは非常に大事な事業だと思います。今までコロナで生活困窮者もだいぶふえていますけれども、それ以外に、やはり日常生活の中でも所得が減ってきたり、経済状況がだいぶ厳しくなっております。そうした中で両親の所得が少ない困窮世帯の皆さん、また生活保護世帯の中に対象者が多いと思います。そういうところをよく考慮して、県でも相談に乗って、できる限り条件を緩和していただければと思います。

(やまなし縁結びサポート事業費について)

佐野委員 それでは、第2款総務費、第1項総務管理費、16目やまなし縁結びサポート事業費についてです。

令和5年度、6,974万7,000円の国費、県費についてお聞きしたいと思います。

まず、成果として、令和4年度の決算特別委員会でもお聞きしましたが、確認のために、令和4年度、また遡って令和3年度の成婚率がわかればお示しをいただきたいと思います。

細田子育て政策課長 年度ごとの縁結びの事業に関しての成婚率は算出しておりませんが、今年度、令和5年1月末現在での、この事業による成婚数は114組となっております。

佐野委員 国では、子ども・子育て政策として懸案であって、またたくさんの国民の要望があった、ゼロから2歳児への支援とか、あと、あるいは伴走型の支援を行っています。従来から、婚活は公共政策ではないという通例もあって、私も10年くらい前はそう思っていましたけれど、全国地方自治体が自治体として、子育て支援の先を見据えて、次のステップとしての婚活支援を行っているのが、現状だと思っています。

令和5年度の予算議決に当たっては、これ成婚率の向上を目指すべきだと考えますけれども、どのように目標を定めているのか。それから、目標が数値などであれば、具体的にお示しをいただきたいと思います。

細田子育て政策課長 新やまなし縁結び協議会（仮称）運営費は、成婚率の向上を目指すものではございますが、今、結婚数が減少している背景には、未婚化、晩婚化、それから若者の結婚に対する意欲の低下も、調査上、わかっているところでございます。

県としましては、こういった若者の結婚に対する機運の醸成を図るために、縁結び協議会の運営をしていくこととしております。

また、中には結婚をするつもりはあるけれども、どうしていいかわからないという方たちもいますので、イベントやセミナー等を開催しまして、そういった方たちを後押しする事業を考えております。目標は、今後、総合計画を策定するに当たり詳細を詰めてまいります。

佐野委員 この縁結びサポート事業というのは、やっぱり県として80万人を切った人口の増加策として、また、婚活、縁結びを通じての移住まで見越せるような政策として必要だと思っています。

このため、令和5年度では、成婚に向けた政策の充実や推進に向けて、先ほどありましたけれども、(仮称)新やまなし縁結び協議会での新たなメニューや検討事項が最重要だと考えています。

最後に、部局として、今後の婚活や推進についての御所見やお考えを、全体的にお示しをいただければと思います。

細田子育て政策課長 子育て支援局としましては、結婚を支援する目的は、結婚を希望する方への後押しと、まずは考えております。

その結果、成婚数や出生数がふえることが一番と考えておりますが、まずは結婚を望んでいるけれども、どうしたらいいかわからない、そういった方たちの後押しをするための事業を進めてまいります。

(衛生物資備蓄体制高度化事業費について)

杉山委員 まず、感の5ページ、一番上の衛生物質備蓄体制等のところですが、この3年間、コロナで私たちの生活も、子供たちの学校生活も、高齢者も、そしてまた経済活動も大変なことになりました。その間、小島統轄官を中心に、本当に県民の命と健康を守るために、大変な御努力をされたことを、本当に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

コロナもようやく5類に下げるといことで、ゼロにはならないのかもしれませんが、ようやく落ち着きが見えてきたという状況になってきているわけですが、本来であれば、コロナがなぜ、どういう原因で起こったのかということがわかって、科学的に次に備えるということが必要だろうと思いますが、なかなか疑わしいところが生じているという状況の中で、難しいという感じはしますけれども、いずれにしても、この3年間の経験を次に活かしていかなければならないと思います。

そこで、衛生物質等々の事業費ですが、具体的に衛生物質というのはどういったものなのかお聞きしたいと思います。

植村感染症対策企画監 ここで言う衛生物質とは、マスクですとか、ガウン、グローブ、こういった病院や施設などで感染防御のために必要としている物質のことを申しております。

杉山委員 あくまでも、医療従事者に対するそういった用品の備蓄という捉え方でよろしいでしょうか。

植村感染症対策企画監 病院のみならず、高齢者施設ですとか障害者施設ですとか、クラスター等が発生した際に、緊急的に感染防御のためのマスク、ガウン、グローブといった物質が必要になったときに支援をする。そのための備蓄をするといった事業でございます。

杉山委員　やはり県民にもというイメージもあったんですけども、当然倉庫を借りるので、大体どのぐらいの量というのは想定しているんだと思いますが、いかがでしょうか。

植村感染症対策企画監　先ほどの説明と重複いたしますが、県民の方々に対しての支援という目的ではございません。病院施設等のクラスター等が起こった場合に支援するためのものがございます。

病院施設等で発生するクラスター数を想定した中で、おおむね必要数の3カ月分を備蓄しております。

杉山委員　行政がどこまで関与するのか、問題があると思いますが、コロナの経験を振り返ると、基本的に一般の県民がマスクを求めても、どこにも売っていないという状況があって、各市町村が配布をしたり、県が配布したりということもあったんですけども、期間によって量が全然違ってくるのかもしれませんが、やはり県民にとってはマスクがなければ、本当にどこにも行けないという状況の中で、安倍元首相が国民のためにマスクを配布したというのは、評価していますけれども、やはりある程度県としても県民のために備えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

植村感染症対策企画監　マスクの重要性につきましては、委員がおっしゃるとおりだと思っております。現在の流通状況でいきますと、県が一律、県民の皆様のためにどこかへ保管しておくことは余り現実的ではないと感じておりますが、一番必要な場所である感染拡大を抑える、一番必要な病院ですとか施設に対してのものにつきましては、県では支援をするという形にしております。

一般の県民の皆様につきましては、協力要請においても、御自身の感染に備えてマスクの御準備をお願いしますということで呼びかけをさせていただいている状況でございます。

杉山委員　確かまだ日本がそこまで流行っていないときだったと思いますが、県が中国にマスクを供与した記憶があるんですが、そのマスクというのは、県が市場から買って送ったということでしょうか。

植村感染症対策企画監　申し訳ございません。当時のマスクの財源等につきまして、詳細は把握していませんが、当時県でさまざまな購入もいたしましたし、御寄附もたくさんいただいたと承知しております。そういった中からのことだと思います。

杉山委員　いずれにしても、県がそういう倉庫を備えて備蓄するというのも当然限界があるわけで、そういう中でもやはり県民の生活を守るためにも、なるべくそういうところも含めて、また検討していただければと思います。

(骨髄バンクドナー支援推進事業費補助金について)

福の51ページ、骨髄バンクのドナーの支援事業補助金ですが、県が2分の1補助す

るということで、本当に大きな補助だと思いますが、基本的に受入れの市町村が、そうした体制をつくっていないと補助金も使えないということだと思いますが、現在、県内の中でこういった補助制度をしっかりと整備している市町村はどのくらいあるのか、教えていただきたいと思います。

菊島医務課長 現在、ドナー助成制度を導入している市町村につきましては、県内で5つの市が導入しているところでございます。具体的には、甲府市、山梨市、南アルプス市、笛吹市、韮崎市でございます。

杉山委員 基本的には、県民にこういった制度があるということを知っていただいて、ドナーの活動が活発化すれば、当然市町村もどんどん入ってくるのかなと思うんです。

要するに、骨髄バンクの啓発活動が必要になってくるとは思います。毎年12月が強化月間ということで、いろいろな財団が中心になってキャンペーンをやりますが、基本的に骨髄バンクを登録するに当たって、血液採取が必要になってくるんです。

私もよく行きますが、移動献血車に同行をさせていただいて、登録が開いたりということになるので、できたら献血、先ほど説明の中で、福の68ページのところに献血キャンペーンの予算が計上されていますが、骨髄バンクだけではなく、アイバンク、腎バンクも含めて、いろいろな臓器提供がありますけれども、そういったところにあわせて、県民にいろいろな意味で知っていただくということは必要だと思うんですが、献血の事業に含めるということは可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

小林衛生薬務課長 献血の普及啓発事業につきましては、毎年度、山梨県献血推進計画に基づきまして推進をしているところでございます。

その中で、街頭キャンペーン等も行っており、血液センターとも協力しながら行っている事業ですので、その辺も踏まえまして、今後検討していきたいと思っております。

(E T B E 検出原因調査支援事業費補助金について)

杉山委員 それから次に、福の67ページの都留市の地下水の検査についてお聞きしたいと思います。

今回、水道水から臭気が出てということで原因を調べることになって、県から2分の1補助をいただくことになっているのですが、基本的に地下水の話なので、県から補助していただくというのは地元にとって大変大きなことだと思いますが、こうした検査で原因が特定されることになればいいですが、そこまでいかないと意味がない話で、例えばこの検査によって原因がある程度特定されて、原因について、最終的には対策を取らなければならないということになるわけです。

地下水というのは都留市だけの話ではないです。もっと広域につながっている話なので、そうすると都留市だけの問題じゃなくて、地下水も基本的には県民共有の財産ですから、そういった意味では県がしっかり関わっていただく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

小林衛生薬務課長 今回の補助制度につきましては、都留市での検出以降、西桂付近でも検出されたということで、広域的な影響も懸念される中で制度をつくったところです。

地下水環境問題としては、現在、環境・エネルギー部で原因究明につきまして調査をしているところです。まずは、その原因特定に取り組んでいるところですので、その辺も福祉保健部と環境・エネルギー部、また都留市等と連携した中で、対応していきたいと思っております。

(精神障害者社会復帰対策費について)

杉山委員 最後に、福の75ページ、精神障害者社会復帰事業費ということで、次のページに引きこもりの支援事業があるのですが、こういった引きこもりというのは、今、社会的な問題で、子供たちから大人まで含めて、大きな問題ということは承知をしているし、何とかしなければと思いますが、違和感があるのは、引きこもりの事業が、精神障害者社会復帰事業費というところに入っているということが、どうなのかと思います。引きこもりの事業が精神障害というところの対策費に入るとということが、どうなのかと思うんですが、考え方としてはどうでしょうか。

宮澤健康増進課長 引きこもりに関しましては、さまざまな要因がありますので、その中の一つに精神的なものもあると思います。それ以外にも、当然、要因はいろいろとあると思いますが、今の整理の中ではこの事業の分けになっております。

杉山委員 制度的にということだろうと思いますが、基本的に、今、おっしゃられたように、いろいろな要因があるだろうと思います。今の社会は、多様性を認めようという流れになっていますので、やはりそれぞれ認めながら、対策を打っていくということが必要だと思うので、可能であればそういったところもしっかり何の事業なのかということが、そこが根本だと思いますので、それはちゃんと踏まえて、今後、考えていただければと思います。

※第15号 令和5年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第22号 令和5年度山梨県国民健康保険特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※付託案件 請願第2—2 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

意見

土橋委員 採否留保でお願いいたします。

地域医療構想の推進は、県民の皆さんが安心して暮らしていくために必要ですが、地域の実情をよく考慮して、議論を進めていかなければなりません。

現在、地域医療は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対する医療体制の構築など、刻々と変化する状況の対応を求められているところであります。このような地域医療を取り巻く状況に対する国の対応等も踏まえ、今後の医療提供体制についての議論を注視していく必要があることから、本請願については、現時点では採否留保をすることが適当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

※付託案件 請願第4—6 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求めることについて

意見

流石副委員長 全てのケア、労働者の大幅賃上げを求める意見書について、採否を留保していただきたい。

理由は、エッセンシャルワーカーの処遇改善は、以前から課題とされてきましたが、国は昨年10月から継続的な賃上げのため、介護、看護、教育等の現場で働く職員の収入を3%引き上げることといたしております。

したがって、国の動向や社会、経営状況等を注視しながら検討していく必要があるのではないかと思います。

よって、本請願は、採否を留保することが適当であると考えます。

討論 なし

採択 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第33号議案「山梨県手数料条例中改正の件」及び第3号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑 なし

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 乙黒 泰樹